

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案）

前文

地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、中期目標に定められた政策医療等を確実に実施するとともに、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化を図るため、中期計画を策定し、その実現に向け、職員一丸となって全力で取り組んでいく。

第1 中期計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、法人が有する医療資源を効果的・効率的に活用し、より多くの県民に質の高い医療を提供する。

(1) 診療機能の充実

北勢保健医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすため、高度医療の提供などの機能の充実に取り組む。

ア 高度医療の提供

(ア) がん

がん治療については、地域がん診療連携拠点病院として、院内のがん診療評価委員会（カンサーボード）を中心に緩和ケアも含めて集学的治療の推進や医師、看護師、薬剤師等をメンバーとする治療チームの活動強化に努めるとともに、定期的な研修会の開催などにより、医療スタッフの知識と技術の向上を図る。

また、消化器系がんの早期発見・早期治療に貢献できるよう内視鏡室を拡充整備し、検査体制を強化する。

さらに、県がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院をはじめ、国立がん研究センターや他のがん診療連携拠点病院との機能連携を図りながら、より充実したがん治療体制を整備する。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
がん手術件数（件）	4 9 4	5 4 0
化学療法患者数（人）	4 , 9 3 7	5 , 4 0 0
放射線治療件数（件）	4 , 3 9 7	4 , 6 0 0

（イ）脳卒中・心筋梗塞

脳卒中、心筋梗塞等については、内科と外科の連携のもと、より安全・確実な治療法を選択し、適切な対応に努める。

脳血管救急疾患への迅速な診断、治療をはじめ、頭部外傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患に対する治療を行う。特に増加傾向にある、発症後3時間以内の治療が望まれる脳梗塞患者に対する t - PA（血栓溶解薬）の急性期静脈投与や血行再建術等を要する治療に積極的に対応する。

心筋梗塞を代表とする虚血性心疾患については、急性期カテーテル治療の充実を図り、積極的に対応するとともに、冠動脈バイパス適応例には、低侵襲手術であるオフポンプ（人工心肺を使わない）手術で対応し、高齢者や合併症を有する患者のQOL（生活の質）向上に努める。その他、弁膜疾患、大動脈及び末梢血管の疾患等循環器領域全般においても、適切な対応に努める。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
PCI（経皮的冠動脈形成術） + 冠動脈バイパス手術数（件）	2 1 7	2 4 0
t - PA + 脳血管手術数（件）	1 3 0	1 8 0

（ウ）各診療科の高度化

総合病院として、高水準で良質な医療を提供するため、各々の診療科において、医療の高度化を目指す。

イ 救急医療

三次救急医療の役割を担い、ヘリポートを併設する救命救急センターにおいては、365日24時間体制で高度・専門的な救急医療を提供するとともに、広域的な患者の受入れに対応する。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
救命救急センター入院患者数（人）	4,503	5,180
救急患者受入数（人）	14,374	14,700

ウ 小児・周産期医療

北勢地域の周産期医療提供体制の充実が課題となっていることから、NICU、GCUの増床等の施設の整備を進め、周産期における母体の救急搬送や新生児の受入れに十分対応できる地域周産期母子医療センターの機能拡充を図る。

さらに、その機能拡充に対応可能な時間外検査の充実を図る。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
NICU 利用延べ患者数（件） 【新生児特定集中治療室】	716	1,640

エ 感染症医療

第二種感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院としての役割を果たすとともに、新型インフルエンザ等の新たな感染症に対しても、専門的な医療を提供する。

(2) 信頼される医療の提供

患者との信頼構築に努め、ニーズを踏まえた最適な医療を提供するとともに、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。

そのため、治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するクリニカルパスを推進する。

また、検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、疾病の特性、医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関して十分に説明し、理解を得るインフォームドコンセントを一層徹底する。セカンドオピニオンについても、要望に対して的確に対応する。

さらに、診療科目の充実・拡充を図り、総合病院として患者から信頼される医療を提供することを目指す。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
クリニカルパス利用率（％）	26.7	40.0

(3) 医療安全対策の徹底

病院におけるインシデントやアクシデントに関する情報の収集・分析の徹底を図り、その結果を全職員で情報共有することにより、医療安全に対する意識向上と再発防止に努める。

さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる環境を提供するなど、医療安全対策を徹底する。

(4) 患者・県民サービスの向上

定期的に患者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を講じ、患者の利便性や満足度の向上を図るとともに、電子カルテ導入によるペーパーレス化、フィルムレス化や他科の診療情報の共有など医療体制の充実や業務の効率化を図りつつ、診療予約制度の効率的な運用などを行い、待ち時間の短縮に努める。

また、患者のプライバシー確保に配慮し、個人情報の保護対策等と院内環境の整備に努める。

さらに、退院相談、医療費・医療扶助等の相談や、医療・健康に関する情報提供など、相談支援体制を充実させる。

また、病院の持つ専門的医療情報を基に、県民を対象にした公開講座の開催や、ホームページ等により、疾病や健康等に関する保健医療情報の発信及び普及に取り組む。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
患者満足度 (%)	86.7	88.0

2 非常時における医療救護等

大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすとともに、県外における大規模災害発生時にも医療救護等の協力を行う。

(1) 大規模災害発生時の対応

東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、基幹災害医療センターとして、患者を受け入れるとともに、知事の要請に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)を県内外へ派遣するなど、救護活動を行う。

また、大規模災害を想定したトリアージ訓練や研修などを定期的に行い、災害医療に対応可能な体制を整備し、機能の拡充を図る。

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて、県と連携しながら、患者を受け入れるなど迅速、的確に対応する。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える周辺の医療機関と密接に連携し支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院を目指す。

(1) 地域の医療機関との連携強化

救命救急センターを併設する急性期病院として、紹介患者の受入れ、逆紹介による退院調整及び地域連携クリニカルパスの更なる活用等により、地域の医療機関との一層の連携を図り効果的で質の高い医療を提供し、地域医療の向上に貢献する。

また、医療機関、県民を対象とした研究会・講演会等を定期的を実施し、地域医療水準の向上に寄与していく。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
紹介患者数(人)	5,747	6,400
紹介率(%)	55.6	65.0
地域連携クリニカルパス件数(件)	160	180
退院調整患者数(人)	734	800
医療機関、県民を対象とした研究会・講演会等の実施回数(回)	12	12以上

(2) 医師不足等の解消への貢献

へき地医療拠点病院として、へき地の医療に対する支援や、公立病院に対する診療応援を充実させるとともに、医師不足の深刻な公立病院に対して医師を派遣するなど、地域の医療提供体制の確保に貢献する。

4 医療に関する教育及び研修

医療従事者の向上心に応える病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図る。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成に努める。

(1) 医師の確保・育成

医療の水準の維持・向上のため、三重大学等と連携して、診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導・研修体制を整備し、研修プログラムの内容の充実を図ることで積極的に臨床研修医等を受け入れ、優れた医師を育成し、本県への医師の定着を促進する。

さらには、「臨床研修センター」を設置し研修環境を整備するとともに、三重大学の連携大学院を効果的に運営する。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
初期及び後期研修医数(人)	30	32

(2) 看護師の確保・育成

「臨床研修センター」の設置や、新人看護師の卒後臨床研修システムの効果的な運用を行うことにより研修環境を整えるなど、専門知識・技術の向上を図ることができる魅力のある働きやすい職場環境の整備に取り組み、看護師の確保・定着に努める。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
看護定着率(%)	91.6	92.0
看護実習受入数(人)	4,223	4,000

(3) コメディカル(医療技術職)の専門性の向上

コメディカル職員の専門性の向上を図るため、病院の機能や職員の能力・経験等を踏まえ、県機関、学会等が実施する外部研修も活用するなど、研修を効果的に実施する。

(4) 資格の取得への支援

研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。また、認定看護師及びコメディカルの専門資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
新規資格取得者数(人)	7	8

(5) 医療従事者の育成への貢献

県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生等の実習の受入体制を整備し、積極的に実習を受け入れる。

また、医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。

さらには、海外の学会への参加や海外からの研修生の受入れ等を通して、国際的な視野をもった医療従事者の育成を図る。

5 医療に関する調査及び研究

提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。

また、各種学会等での研究論文の発表や高度・特殊医療の実績等、医療に関する研究に有用な情報を公表する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

自主的で柔軟な業務運営ができるよう、業務の改善及び効率化に努める。

1 適切な運営体制の構築

理事長のリーダーシップのもと、全職員が目標に向けて取り組むとともに、各部門が専門性を発揮し、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応できる効果的・効率的な運営体制を構築する。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

経営基盤を強化し、より一層医療サービスを向上させるため、医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、職員配置や業務推進体制等について柔軟に対応し、効果的・効率的な業務運営を推進する。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

すべての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組むことができる組織文化の醸成を目指す。

(1) 経営関係情報の周知

経営関係情報について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。

(2) 改善活動の取組

医療の質の向上に向け効果的・効率的な業務運営を推進するため、TQM等の継続的な改善活動に取り組む。

4 就労環境の向上

ワークライフバランスに配慮した、働きやすく、働きがいのある職場環境の実現に向け、職員満足度調査を定期的実施し、職員の意見、要望をよりの確に把握して、就労環境の向上を図る。

また、院内保育所の維持・サービスの向上や、更衣室、休憩室の充実、さらには駐車場不足の解消など、働きやすい環境づくりを進める。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
職員満足度 (%)	65.0	70.0

5 人材育成を支えるしくみの整備

職員の意欲向上と人材育成に資するとともに、より適切な人事管理に活用できるよう業績や能力を評価する仕組みについて検討する。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院経営を支える事務部門としての専門性の向上を図るため、計画的に職員を採用するとともに、診療報酬制度や財務経営分析等に関する研修を実施、充実し、病院経営や医療事務に精通した職員を育成、確保する。

また、業務の継続的な見直しや改善を行い、事務部門における業務運営の効率化を図る。

7 収入の確保と費用の節減

(1) 収入の確保

各部門間の連携を円滑に進め、7対1看護基準体制を維持しながら、DPC（診断群分類包括評価）で設定されている平均在院日数を目標に稼働率の向上に努めるなど、適正で効果的な病床管理を行う。さらに、病棟看護師数の充足状況に応じて稼働病床数を増床し、診療体制を充実させることにより収入の確保に努める。

また、診療報酬の査定率の減少及び改定時の的確な対応、未収金発生抑止策の強化等に取り組む。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
病床稼働率 (%)		
実働病床数ベース	88.8	90.0
許可病床数ベース	66.1	72.6

(2) 費用の節減

医薬品や診療材料の適正な在庫管理や後発医薬品の採用及び使用促進、多様な調達手法の導入など材料費のコスト管理を行いながら、その抑制に努める。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
後発医薬品使用率 (%)	6 . 7	1 0 . 0

8 積極的な情報発信

ホームページなど多様な広報手段の活用により、診療情報や病院の運営状況等の情報発信に積極的に取り組む。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、業務運営の改善、効率化を図り、中期目標期間内に経常収支比率 1 0 0 % 以上を達成する。

ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県から負担を受ける。

1 予算（平成24年度～28年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	56,640
営業収益	48,737
医業収益	44,265
運営費負担金収益	4,472
その他営業収益	0
営業外収益	2,046
運営費負担金収益	1,216
その他営業外収益	830
臨時収益	0
資本収入	5,857
長期借入金	2,637
運営費負担金収入	3,220
その他資本収入	0
支出	54,545
営業費用	43,278
医業費用	43,278
給与費	22,888
材料費	12,763
経費	7,428
その他医業費用	199
一般管理費	0
営業外費用	2,539
臨時損失	0
資本支出	8,728
建設改良費	2,785
地方債償還金	5,943
その他資本支出	0

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）期間中の診療報酬の改定や給与改定の変動は考慮していない。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療などの行政的経費及び高度医療などの不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算定された額とする。

建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、資本助成とする。

2 収支計画（平成24年度～28年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	50,783
営業収益	48,737
医業収益	44,265
運営費負担金収益	4,472
その他営業収益	0
営業外収益	2,046
運営費負担金収益	1,216
その他営業外収益	830
臨時収益	0
支出	50,641
営業費用	48,102
医業費用	48,102
給与費	23,549
材料費	12,763
経費	7,428
減価償却費	4,163
その他医業費用	199
一般管理費	0
営業外費用	2,539
臨時損失	0
純利益	142

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）期間中の診療報酬の改定や給与改定の変動は考慮していない。

3 資金計画（平成24年度～28年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	56,640
業務活動による収入	50,783
診療業務による収入	44,265
運営費負担金による収入	5,688
その他業務活動による収入	830
投資活動による収入	3,220
運営費負担金による収入	3,220
その他投資活動による収入	0
財務活動による収入	2,637
長期借入による収入	2,637
その他財務活動による収入	0
資金支出	54,545
業務活動による支出	45,817
給与費支出	22,888
材料費支出	12,763
その他業務活動による支出	10,166
投資活動による支出	2,785
有形固定資産の取得による支出	2,785
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	5,943
長期借入金の返済による支出	533
移行前地方債償還債務の償還による支出	5,410
その他財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	2,095

（注1） 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2） 期間中の診療報酬の改定や給与改定の変動は考慮していない。

第5 短期借入金の限度額

- 1 限度額
20億円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
賞与の支給、運営費負担金の受入遅延等による一時的な資金不足への対応

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第8 料金に関する事項

- 1 使用料及び手数料
理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80条)第71条第1項、第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法並びにその他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))。ただし、診療契約によるものについては、その契約額

(2) 以下の表の区分欄に掲げるものにあつては、同表の金額欄に定める額

区分	単位	金額
1 診療料(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のあるものに限る。)		診療報酬の算定方法に基づく1点の単価に2.0を乗じて算定した額
2 文書料	1 通につき	6,000円以下で理事長が定める額及び法令等によりその額が定められている場合はその額
3 死体検案料		
イ 死体検案料	1 件につき	9,100円
ロ 死体検案書料	1 通につき	2,900円
4 死体処理料	1 件につき	7,200円
5 洗濯料	1 件につき	310円以下で理事長が定める額
6 分べん料	1 件につき	260,000円以下で理事長が定める額
7 人工妊娠中絶料	1 件につき	175,000円以下で理事長が定める額
8 新生児管理料	1 日につき	10,000円以下で理事長が定める額
9 新生児介補料	1 日につき	10,000円以下で理事長が定める額
10 乳児介補料	1 日につき	590円以下で理事長が定める額
11 予防接種料	1 件につき	診療報酬の算定方法により算定した初診料、注射料、薬剤料等を合算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を基準として理事長が定める額
12 その他療養の給付に直接関係のないサービス等	1 件につき	実費を基準として理事長が定める額
13 特別室の使用に係る加算	1 日につき	15,750円以下で理事長が定める額

14 非紹介患者の初診(病床数が二百以上の病院について受けた初診(緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)をいう。)に係る加算	1 回につき	診療報酬の算定方法による初診料等の一部負担金を基準として理事長が定める額
15 入院期間が百八十日を超える入院(厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院(厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。)をいう。)に係る加算	1 日につき	高齢者の医療の確保に関する法律並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)の規定に基づき厚生大臣が定める基準を基準として理事長が定める額
16 先進医療に係る手術料	1 回につき	実費を基準として理事長が定める額

(3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

- 1 保健医療行政への協力
北勢保健医療圏の中核的病院として、保健医療行政の取組に対し積極的に協力する。
- 2 法令・社会規範の遵守
県民や他の医療機関に信頼され、公的使命を適切に果たすよう、医療法をはじめとする関係法令を遵守して、健全な病院運営に努める。
- 3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項
(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院設備、医療機器等整備	2,785百万円	設立団体からの長期借入金等

- (2) 積立金の処分に関する計画
なし
- (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし